

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2016 年一般入学試験（前期募集・地方） －

試験科目：民事訴訟法（担当：法科大学院 教授 宮川 聡）

1. 出題趣旨

出題されたのは、いずれも民事訴訟第一審手続の重要な論点になっている問題であった。

文書成立の真正については、挙証者によって作成名義人の意思に基づき当該文書が作成された場合にこれが認められること、228条に規定があることを踏まえて論じる必要があった。形式的形成訴訟は、通常形式訴訟との相違点に注意しながら、境界確定訴訟や共有物分割の訴えのような具体例を踏まえてその特徴を論じる必要があった。

権利能力なき団体の当事者能力については、民訴法 29 条の規定を踏まえて、判例がどのような要件のもとに当事者能力を認めているのか明らかにする必要があった。

2. 採点実感

文書成立の真正については、全く理解していないのではと疑わせるような答案もあった。

形式的形成訴訟については、境界確定の訴えを例に挙げて解説している答案が多かったが、処分権主義の制限との関係で記述された内容にはあまり正確ではないものもあり、もう少し基本的な知識を身に着ける必要がある。

権利能力なき団体の当事者能力については、最高裁の判例の存在に触れていない答案はなかったが、最高裁が定立している要件の意義について十分理解しているのか疑わしいものもあった。